別紙1　参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	星宮地区（池上、下川上）	令和2年3月23日	令和4年3月23日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	197.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	163.6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	35ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	135.3ha
（備考）	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

住宅周辺の未整備地について、ほ場の形状が小さく非効率な場所も多い。また、排水設備も悪く、将来担い手不足となることが懸念される。住宅地内であり、国道付近であることから整備をするにも合意形成が難しく、地権者に整備費の負担を強いることも困難である。
現在、未整備地については、担い手が2名いる。今後は担い手育成のため、事業継承の方法を検討していく必要がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

池上地区（ほ場整備工事中の地区）では、59.7ha(熊谷市分)中53.3haが農地中間管理事業を通しての集積をした。ほ場整備が完了する令和4年には担い手5経営体で26.4haを担う計画がある。また、目標として令和9年に5経営体で40.3haを担っていく。

下川上地区(ほ場整備実施地区)では、44ha中23haが中間管理事業を通しての集積を行った。現在、認定農業者5経営体が担っており、将来的に認定農業者等に集約が図られていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者（氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	I氏	水稲	2.7 ha	水稲	3.7 ha	池上
認農	E氏	水稲、麦	15.4 ha	水稲、麦	15.4 ha	下川上
認農法	U法人	水稲、飼料米	30 ha	水稲、飼料米	100 ha	下川上
認農	I氏	水稲、いちご	3.4 ha	水稲、いちご	5.4 ha	池上
認農	M氏	水稲、麦	6.7 ha	水稲、麦	7.1 ha	池上
認農	M氏	水稲、麦	16.8 ha	水稲、麦	26.8 ha	池上
認就農	O氏	野菜	0.7 ha	野菜	－ ha	池上
認農	D氏	水稲、麦	8.54 ha	水稲、麦	8.54 ha	下川上
認農	N氏	水稲、麦、野菜	6.5 ha	水稲、麦、野菜	21 ha	池上
認農	H氏	水稲	1.64 ha	水稲	1.64 ha	池上
認農	N氏	牛	－ 頭	牛	－ 頭	池上
認農法	P法人	養豚	－ 頭	養豚	－ 頭	下川上
認農	U氏	水稲、麦	9 ha	水稲、麦	29 ha	下川上
集	熊谷東営農組合	麦	49.3 ha	麦	51.42 ha	星宮地区
認農	N氏	水稲、そば、野菜	7 ha	水稲、そば、野菜	10 ha	池上
認農	T氏	水稲	2.6 ha	水稲	3.6 ha	池上
認農	A氏	水稲	2.12 ha	水稲	4.12 ha	池上
認農法	Pr法人	水稲、野菜	1.15 ha	水稲	11.15 ha	池上
計	16経営体		163.6 ha		298.9 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向
　貸付け等の意向が確認された農地は、187筆、147,821.69㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針
　池上地区(ほ場整備実施予定地)と下川上地区(ほ場整備地内)では、農地中間管理事業を実施しており、今後も継続して農地の集積・集約を図っていく。

5 2の課題を解決するための話し合いで出た意見

未整備地の取組方針
　未整備地については、できるところから解決するため、せめて国調を実施し、座標の確定をさせていきたい。その後、畦畔撤去し、使いやすいほ場にしたい。また、排水が悪い箇所も多いので、排水だけでも整備していきたい。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
	計	48,778.93	ー	99,042.76

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）
　本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
　なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。